

## 長野県観光振興審議会組織運営要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長野県附属機関条例（令和2年3月19日条例第3号）（以下、「条例」という。）第2条により設置している長野県観光振興審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (部会)

第2 条例第7条の規定により、審議会に宿泊税活用部会を設置するほか、必要に応じてその他の部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 条例第5条第3項並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは「部会長」と、「附属機関」とあるのは「部会」と、「委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

### (専門委員)

第3 条例第8条の規定により、専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者及び観光関連事業者等の中から知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。ただし、宿泊税活用部会に属する専門委員の任期は、同部会に属する委員の任期と同様とする。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。